

○倉吉市くらしよし産業元気条例

平成 21 年3月 30 日条例第 15 号

倉吉市くらしよし産業元気条例

厳しい経済状況や地方分権の流れの中で、地域の活性化や税収の確保に地域産業の振興が果たす役割は非常に重要になってきています。

もちろん、税収のみならず、地域産業が“元気”になれば、雇用の創出につながるなど、地域産業の振興は市民生活に密接な関係があるといえます。

また、市民生活が豊かになれば、地域の経済活動が活発になり、地域産業も“元気”になるというように、地域産業の振興と市民生活の向上は、相互に関連しあった表裏一体の関係があります。

従って「地域産業を“元気”にすることで、結果として市民の生活をより良くすること」が地域産業の振興の究極の目的です。

地域産業の振興に向けて、倉吉市の取り組みを明確にし、“くらしよい”倉吉を創るため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、地域産業の振興に関し、市民、事業者、産学官が協力して地域産業の振興に取り組むため、地域産業の振興に関する戦略の策定とその推進体制の構築について、市長と議会の責務、市民と事業者の役割その他地域産業の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、地域経済の活性化と雇用の創出を促進し、もって市民生活の向上と豊かで暮らしやすい地域社会の実現を図ることを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- (1) 市民 市の区域内に居住し、通勤し、又は通学するすべての個人をいいます。
- (2) 事業者 市の区域内において、生産、加工、販売、サービス提供などの事業活動を行うすべての個人又は法人をいいます。
- (3) 産学官 事業者を支援する経済団体、大学(学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)による大学をいいます。)等の研究機関、金融機関、及び国、県その他行政機関をいいます。

(基本方針)

第3条 地域産業の振興は、次に掲げる基本方針に基づき推進します。

- (1) 地域産業の振興と地域や環境への配慮を両立させ、持続的発展が可能な地域社会を構築することにより、市民生活を豊かにすること。

- (2) 外貨獲得産業(地域外から外貨を獲得し、地域内に所得をもたらす産業をいいます。)を育成するとともに、地域内で資金が循環する仕組みを構築することにより、地域の経済自立度を高めること。
- (3) 地域産業や地元の事業者を育成し、及び支援するとともに、創業を促進することにより、裾野の広い産業構造を作ること。

(市長の責務)

第4条 市長は、前条の基本方針に基づき、地域産業の振興の方向性を示さなければなりません。

- 2 市長は、市民と事業者が行う地域産業の振興を推進する活動を支援するために、産学金官と連携し、あらゆる施策を講じなければなりません。
- 3 市長は、必要に応じて、国、県その他行政機関が推進する地域産業の振興策の拡充と改善を求めなければなりません。
- 4 市長は、周辺市町と密接に連携し、鳥取県中部の中核都市として、地域産業の振興を推進しなければなりません。

(倉吉市地域産業振興ビジョンの策定)

第5条 市長は、地域産業の状況を分析し、地域産業の振興に関する数値目標を定めなければなりません。

- 2 市長は、前項の目標を実現するため、地域産業振興戦略を定めた倉吉市地域産業振興ビジョン(以下「ビジョン」といいます。)を策定しなければなりません。
- 3 市長は、ビジョンを倉吉市総合計画に反映させ、政策体系の中に位置づけなければなりません。
- 4 市長は、ビジョンを推進するため、進捗の管理を行い、その成果を評価し、必要に応じてビジョンの見直しを行わなければなりません。

(倉吉市地域産業振興戦略会議)

第6条 市長は、ビジョンの策定と推進に当たり、市民、事業者及び産学金官の意見を反映するため、倉吉市地域産業振興戦略会議(以下「戦略会議」といいます。)を設置します。

2 戦略会議は、次に掲げる事項について協議します。

- (1) ビジョンの策定と進捗状況の管理
- (2) 成果の評価とビジョンの見直し
- (3) その他ビジョンの推進に関して必要な事項

3 戦略会議は、市長及び次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する委員15人以内をもって組織します。

- (1) 市民の代表者
- (2) 事業者の代表者
- (3) 産学金官の代表者

(4) 市の職員

(5) その他必要と認める者

- 4 委員の任期は、2年とします。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とします。
- 5 委員は、再任されることができます。
- 6 市長は、会務を総理し、戦略会議を代表します。
- 7 前各項に定めるもののほか、戦略会議の組織と運営に関し必要な事項は、別に定めます。

(推進体制の整備等)

第7条 市長は、ビジョンを推進するため、産学金官と連携して、それぞれの役割を果たせるような推進体制を整備しなければなりません。

- 2 市長は、ビジョンを推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければなりません。

(議会の責務)

第8条 議会は、ビジョンの推進に向けて、協力しなければなりません。

- 2 議会は、ビジョンの推進に関する次に掲げる事項について、市長が責務を果たしているか見守り、助言を与えなければなりません。

(1) 市長が行わなければならない施策と事業

(2) ビジョン推進に当たって必要な組織の編成と財政上の措置

- 3 議員は、地域産業の振興の必要性を理解し、ビジョンの推進に関する提案や提言を行なうよう努めなければなりません。

(市民の役割)

第9条 市民は、地域の事業者が提供する商品やサービスに愛着を持ち、購入するよう努めましょう。

- 2 市民は、地域の事業者が提供する商品やサービスについて、事業者に提案や意見を伝えるよう努めましょう。

(事業者の役割)

第10条 事業者は、生活環境や自然環境に配慮して事業活動を行うよう努めましょう。

- 2 事業者は、市民の声を積極的に商品やサービスに反映させ、地域のブランドとして育てるよう努めましょう。

3 事業者は、地域の活動に積極的に参加するよう努めましょう。

- 4 事業者は、地元の商店会や経済団体に加入し、それらの団体の活動に積極的に参加するよう努めましょう。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとします。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 21 年4月1日から施行します。

(検討)

2 市長は、この条例の施行後2年を目途として、この条例の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この条例について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとします。